



# 保育分野に関する意見交換会 趣旨・目的について

平成26年2月17日

公正取引委員会事務総局  
経済取引局調整課

- ▶ 保育分野は、我が国の成長戦略の1つとして位置付けられており、今後の成長が期待されている分野。
- ▶ 昨年4月に安倍総理から「待機児童解消加速化プラン」が発表されるなど、待機児童解消を始めとする保育の充実を図ることは、喫緊の政策課題。

## ＜参考＞日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) (抄)(下線は事務局)

医療・介護・保育などの社会保障分野や、農業、エネルギー産業、公共事業などの分野は、民間の創意工夫が活かされにくい分野と言われてきた。このことは、これらの分野はやり方次第では、成長分野へと転換可能であり、また、良質で低コストのサービスや製品を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野であることを意味する。

(略)

医療や介護、保育や年金などの社会保障関連分野は、少子高齢化の進展等により財政負担が増大している一方、制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野である。

(略)

特に、待機児童問題が女性等の活躍・社会進出の妨げとなっており、保育の充実等を図ることが喫緊の課題である。このため、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や、地域の子育て支援等の家族への支援の充実等を内容とする「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、2年後の新制度のスタートを待たずに、地方自治体に対してできる限りの支援策を講ずるため、本年度から5年間、「待機児童解消加速化プラン」を展開する。今後2年間で約20万人分、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。その際、社会福祉法人はもとより、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する。

➡ **市場原理の活用を通じて、消費者(サービス利用者)の利益を確保するという競争政策の観点から、保育の質の向上や待機児童の解消が図られるよう、保育分野の制度の在り方について検討を行うため、意見交換会を開催**

保育分野において中心的な役割を果たしている保育所に関して、以下の項目を中心に意見を伺う予定

- 株式会社に対する参入規制
- 社会福祉法人と株式会社のイコールフットイング(競争条件の平等化)
- 情報公開・第三者評価の充実

(※今後、追加・変更があり得る)

### 子ども・子育て支援新制度への移行

➤平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が成立。これに基づく新制度は、平成27年4月に施行予定。

#### 【子ども・子育て関連3法】

子ども・子育て支援法(新法)の制定

認定こども園法(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)の改正

関係法令整備法(児童福祉法の改正等)

【趣旨】 幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【内容】 保育所の認可制度の改正

認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付制度の創設

国/地方レベルでの子ども・子育て会議の設置

等

➤新制度の施行に向け，現在，内閣府「子ども・子育て会議」において，制度の詳細を検討中。

【検討内容】 児童の保育の必要性の認定基準

給付を受ける施設(財政支援の対象施設)の確認基準

公定価格・利用者負担の内容・水準

等

【想定スケジュール】

平成25年度末 関係政省令の作成

平成26年度 市町村等における施行準備

平成27年4月 新制度の施行(予定)

### 規制改革会議における検討

- 主に待機児童解消の観点から議論が行われており、平成25年6月に「規制改革に関する答申」を取りまとめ、答申を受け、政府として、「規制改革実施計画」を策定。 ※規制改革会議…内閣府の審議会等

#### ○規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) (抄)(下線は事務局)

##### 2 保育分野

###### (1) 規制改革の観点と重点事項

「待機児童解消加速化プラン」が4月に策定され、平成 25、26 年度の2年間を「緊急集中取組期間」として約20万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する方針が決定されている。子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、加速化プランと共に本計画も実施し、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指す。また、保育の整備に当たり、その政策の実効性を高めるため、都道府県・市区町村と情報等を共有し、連携を進めるとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく透明な認可制度の運用により、保育ニーズの増大に機動的に対応する。

このため、①保育所への株式会社・NPO 法人等の参入拡大、②利用者のニーズに応えた保育拡充、③保育の質の評価の拡充、④保育士数の増加、⑤社会福祉法人の経営情報の公表、⑥事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直しに重点的に取り組む。